

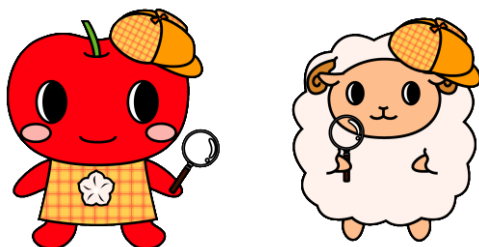
豊平区キャラクター意匠取扱説明書

豊平区キャラクター「こりん・めーたん」の意匠（デザイン）の使用にあたっては、「豊平区キャラクター取扱要領」（以下「取扱要領」という。）をご一読いただくとともに、以下の点に注意してください。

1 キャラクター名称の表記

意匠をご使用いただく際は、必ず「豊平区キャラクターこりん・めーたん」の文言を記載してください。

(例)

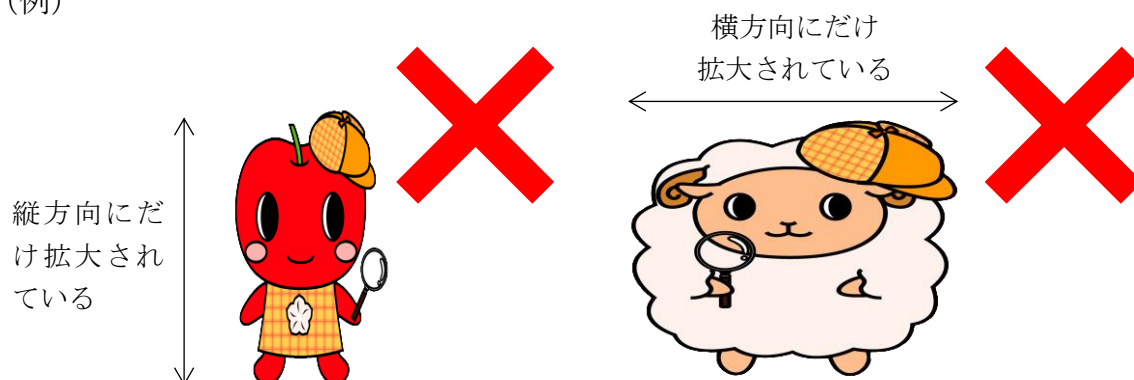


豊平区キャラクター こりん・めーたん

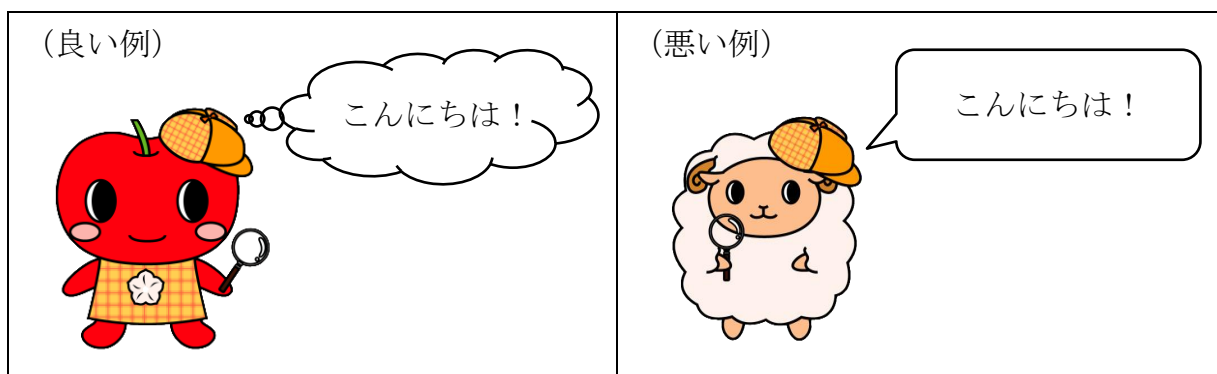
2 キャラクター意匠の使用に関する注意点

- (1) 意匠は必ずペアで使用し、「こりん」を左、「めーたん」を右に配置してください。
- (2) 意匠は、取扱要領において定められたもの（別図1）を使用してください。意匠の改変、描き足し、一部消去及び色調の改変を行わないでください。
※意匠を変更して使用したい場合は「豊平区キャラクター意匠変更使用申請書」（様式3）を提出し、承認を得てください。
- (3) 意匠の大きさを変更する場合は、縦横比を変更しないでください。

(例)



- (4) 「こりん・めーたん」はお話することができません。吹き出しをつけてお話ししているような表現は避けてください。思い浮かべているような形状の吹き出しを使用するか、プラカードは看板等を持たせるなど工夫してください。



- (5) 「こりん・めーたん」には性別がありません。性別を類推させるような表現は避けてください。
- (6) 豊平区キャラクターとしてのイメージを損なわないよう過激な表現等に用いないようお願いいたします。

(問い合わせ)

札幌市豊平区平岸6条10丁目
豊平区民センター1階
豊平区地域振興課まちづくり調整担当
電話 011-822-2427
ファクス 011-822-9357
「こりん」「めーたん」の部屋

<http://www.city.sapporo.jp/toyohira/machi/character/01about.html>

豊平区キャラクター

こりん

めーたん

